

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める金融業務特別地区において、法人税及び所得税の特例措置の拡充が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充を講じる。		
関係条文	・ 特例措置の内容 ①金融業務特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 ②金融特区内での上場株式等の取引により生じた所得に対する個人住民税について、課税免除措置を講じる。		
	地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第1項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第314条の4第1項		
減収見込額	[初年度] ▲2.1（ ▲0.2 ） [改正増減収額] —	[平年度] ▲2.1（ ▲0.2 ）	（単位：百万円）
要望理由	（1）政策目的 金融業及び金融関連業（以下、金融業等）は、島嶼県である沖縄の地理的特殊性を克服し得る産業であり、沖縄における産業振興や雇用創出等の面で高いポテンシャルを有していると考えられる。このため、金融業等の集積を促進することで、産業振興や雇用創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。		
	（2）施策の必要性 沖縄県では、平成14年の金融業務特別地区（以下、金融特区）創設以降、金融特区への金融業等の立地促進やそれによる雇用創出、地域経済の振興等を目的として、税制措置等様々な支援措置を講じられてきた。これにより、金融特区には、平成24年度時点で金融関連企業15社が立地し、490人を雇用しているなど、企業集積や雇用促進が一定程度実現されている状況にあるが、自立型経済の構築には、今後もより一層の企業集積・雇用創出が求められているところ。 そのため、今般、金融特区について所要の拡充措置を講じることにより、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：11「沖縄政策の推進」 施策：①「沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」
	政策の達成目標	金融業等の集積・発展及びそれによる雇用の創出
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 金融特区進出の金融関連企業数を平成33年までに30社とする。 金融特区進出の金融関連企業雇用者数を平成33年までに770名とする。 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p>
政策目標の達成状況	<p>(平成24年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融特区進出企業数：15社 金融特区進出企業雇用者数：490人 <p>※平成20年度時点ではそれぞれ9社、291人。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	平年度、所得控除0.5百万円、投資税額控除5百万円程度の適用を見込む。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本税制措置においては、設備投資の対象資産として機械・装置、建物等の幅広い資産を認める一方、その適用地域・事業等については、沖縄における金融業等の集積等に資するものに限定している。これにより、事業者の自主性・経営判断を尊重しつつ、一定の地域・投資へのインセンティブを与えることが出来るため、金融業等の集積・発展等の目標を達成する手段として有効と考えられる。</p> <p>なお、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答している。従って、今後、税制措置等をより効果的なものとする事で、こうした企業の立地も促進できると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 法人税及び所得税の軽減 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>金融業等は、他の業種と比較しても、ビジネス環境の変化が速い業種であるため、各企業には、当該環境の変化に応じた機動的な設備投資等が求められる。従って、そうした金融業等へ効果的にインセンティブを与え、金融特区への立地や設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で利用可能な税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、金融業等の集積や雇用促進、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用数)			
		H22年度	H23年度	H24年度
所得控除	適用件数	1件	0件	0件
	控除額	541千円	0円	0円
投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件
	控除額	10,610千円	9,078千円	0円
	(沖縄県による企業アンケートより)			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・法人住民税 78 千円、事業税 —</p>			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>金融特区における租税特別措置の適用実績は、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で所得控除 541 千円、投資税額控除 19,688 千円となっており、また、上述の通り、企業誘致セミナーでのアンケートでも 66%の企業が税の優遇制度に魅力を感じていることから、金融特区への企業立地の促進において、租税特別措置が一定のインセンティブ効果を有していると考えられる。</p>			
前回要望時の達成目標	<p>金融特区における ①金融業及び金融関連産業の集積 (20 社) ②新たな雇用数の増加 (600 人)</p>			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>前回要望(平成 23 年度)時点において把握されていた平成 22 年度の実績によれば、立地企業数、雇用者数はそれぞれ 13 社、550 人であったが、今回要望時点で最新の平成 24 年度の実績は 15 社、490 人となっており、雇用者数には減少が見られるものの、企業数は増加している状況。 なお、雇用者数の減少については、一部立地企業が(企業グループ全体の)経営環境悪化により撤退したことなどに起因するものと考えられるが、金融特区創設以降のトレンドとしては順調に推移してきており、今後も、適切な支援措置を講ずることにより増加していくと考えられる。</p>			
これまでの要望経緯	<p>○平成 14 年度 ・金融業務特別地区 創設 ○平成 19 年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長 ○平成 24 年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長</p>			
ページ	8—3			